



# あきたさん家の物語

## 第2話 一郎さん、ハローワークへ行く

**突** 然の会社のリストラ策で、1月末に退職となったあきた一郎さん(46歳)。会社から雇用保険被保険者離職票や健康保険、年金などの退職に関する書類が届いたのは2月4日のこと。「仕事と生活、これからどうしよう...」。不安を抱いた彼でしたが、まずは求職活動と雇用保険手続きのためハローワークに行くことにしました。

**初** めて訪れたハローワーク秋田。その混雑に驚きながらもまずは、総合案内で事情を説明。係員に、「あきたさんの場合『再就職を希望しながら現在失業の状態にある』に該当します。また、雇用保険を受けるためにはハローワークで求職申し込みを済ませていることが必要ですので、2番窓口へどうぞ」と案内されました。

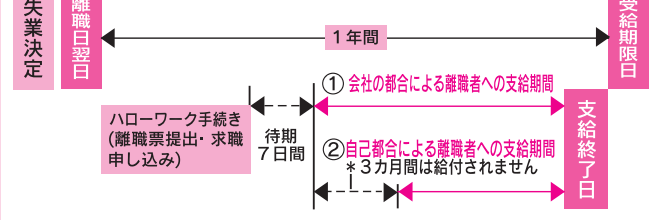
窓口で求職票を記入して、雇用保険受給の手続きをした一郎さん。「受給資格者のしおり」を渡され、翌週水曜日の雇用保険説明会に出席し、職業訓練・求職活動の効果的な方法や再就職手当についての説明を受けるようアドバイスされました。

**今** 後の生活費に悩む奥さんの顔がふと浮かんだ一郎さん。思い切って「雇用保険って、1か月いくら位受給できるんですか?」と尋ねると、担当者は「あきたさんの場合は、これまでの月収から1日の基本手当が8,000円ほど、20年以上勤務の解雇なので、給付期間は330日(表1参照)ですね。今日から待期間が7日間(図1参照)あって、初回は日割りで支給され、約1か月分が支給されるのは3月末からです」と説明。一郎さんは、雇用保険を満額受給できるのが3月と聞いてちょっぴりショックを受けながらも家路につきました。(つづく)

表1 年齢別所定給付日数(障害者・パートタイマーは除く)

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
① 倒産・解雇等による 離職者	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
	30歳以上 45歳未満		90日	180日	210日	240日
	45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
	60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日
② 自己都合による 一般離職者	一般被保険者	90日	120日	150日	180日	

図1・雇用保険の受給期間



### 次回

求職活動に励み、早く再就職しようと決意を新たにした一郎さん。今回は、退職後の年金と健康保険の手続きについてです。

### 問い合わせ

秋田市緊急経済・雇用対策本部 ☎(866) 2114  
ハローワーク秋田 ☎(864) 4111



## 助役に まつばやはるこ 松葉谷温子氏 就任

1月31日に開かれた市議会の同意を得て、松葉谷温子氏が秋田市助役に就任しました。秋田市では初の女性助役の誕生です。発令は2月1日、任期は4年となります。

松葉谷氏の就任にともない、第一助役、第二助役の区分を廃止。松葉谷助役は、市長の指示による特定の政策を担当するほか、相場道也助役とともに総合計画や予算編成、組織・人事などを担当します。

松葉谷温子(まつばやはるこ)助役のプロフィール  
昭和17年6月9日、神奈川県生まれの59歳。お茶の水女子大文教育学部、秋田公立美術工芸短大卒。県立図書館協議会委員、市政懇話会委員、県婦人会館相談員などを歴任。

## ふるさと就職促進セミナー 就職面談会へどうぞ

とき / 2月21日(木) ところ / 秋田ビューホテル  
大学、短大、高等専門学校、専修学校などの学生が対象。

### ふるさと就職促進セミナー

対象 平成15年3月卒業予定の学生  
受付時間 午前11時30分～午後零時30分

### 就職面談会

対象 平成14年3月卒業予定の学生  
受付時間 午後1時～

問い合わせ 県雇用対策室若年者支援班 ☎(860) 2334

### 秋田県の最低賃金が変わりました

## 1日4,829円 1時間604円

県内労働者の最低賃金が変わりました。使用者は、労働者に対してこの最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。ただし、下記の産業従事者の最低賃金は異なります。

電子計算機・同附属装置、電子応用装置、電子部品・デバイス、その他の電気機械器具製造業  
1日5,351円 1時間670円

自動車・同附属品製造業  
1日5,592円 1時間699円

自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業  
1日5,497円 1時間688円

問い合わせ 秋田労働基準監督署 ☎(865) 3671